

社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会
平成30年度 ボランティア・市民活動事業費助成金交付事業 募集要項

本事業は、当会が目指す「ともに支えあい笑顔のまちあきる野を目指して」を効果的に推進するため、ボランティア団体及び市民活動団体（以下、「ボランティア団体等」という。）が行う地域福祉等に関する事業へ助成金を交付するものです。

また、この助成金により、ボランティア団体等の公益的な活動が継続するだけでなく、より一層活性化することを期待しています。

【事業内容】

1 申請限度額	1 団体最大5万円とする。(予算の範囲内)
2 対象団体	以下のすべての事項に該当する団体 (1) あきる野市民を対象に、福祉課題や社会的課題に取り組む公益的な活動を行う団体。 (2) 5人以上の会員等で構成されている法人格を持たないボランティア・市民活動団体。 (3) 主にあきる野市内に活動拠点が設置されている団体。 (4) 団体規約や会計機能を有し、継続的な活動が可能である団体。 (5) 社協登録ボランティア・市民活動団体または、社協登録団体となることを了承する団体。
3 対象事業	地域福祉、高齢者、障がい者及び児童等の福祉に関する事項を取扱う、以下の事業 (1) 団体が広く市民に対して行う社会福祉等に関する研修会 (2) 団体が一般市民を対象とし、企画実施する地域福祉向上を図ると認められる事業
4 助成事業実施対象期間	平成30年9月1日(土)～平成31年3月31日(日)
5 申請受付期間	平成30年5月15日(火)～6月14日(木) 土日を除く 午前9時～午後5時
6 申請の相談	<u>助成金の申請を希望する団体に対し、申請受付期間内で個別に相談を受付けます。必ず事前に担当者で連絡をとり、相談日時を調整してください。事業内容等を確認後に申請書類をお渡しします。</u>
7 助成金交付決定	平成30年9月頃を予定 ※平成30年7月頃に開催する当会地域福祉活動推進委員会において、事業内容等を審査し、当会会長により、助成金の交付を決定します。
8 その他	助成した事業内容や報告等は、必要に応じて、社協広報「あいネットあきる野」及びボランティア情報誌等で、一般に公開します。

【問合せ・連絡先】 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会 地域福祉推進課
 あきる野ボランティア・市民活動センター 担当 森谷、渡辺、橋本
 TEL042-595-9033 FAX042-559-3561

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会 平成30年度ボランティア・市民活動団体事業費助成事業について

1 申請可能団体について

申請可能な団体は、以下の五つ要件を満たす団体です。

- ①あきる野市民を対象に、福祉課題や社会的課題に取り組む公益的な活動を行う団体
- ②5人以上の会員で構成されている法人格を持たないボランティア・市民活動団体
- ③主にあきる野市内に活動拠点が設置されている団体
- ④団体規約や会計機能を有し、継続的な活動が可能である団体
- ⑤社協登録ボランティア・市民活動団体または、社協登録団体となることを了承する団体

あきる野市社会福祉協議会（以下「当会」という。）に登録しているボランティア・市民活動団体（以下「登録団体」という。）に限らず、市内で活動するボランティア・市民活動団体からも募集します。ただし、登録団体の申請をしていただくことが必要になります（審査あり）。

なお、他の団体等から活動費の助成を受けているボランティア・市民活動団体は、登録できません。

【ボランティア・市民活動団体とは、】

日ごろから行なう活動が地域社会と関わりをもち、不特定多数の市民を対象に、福祉課題や社会的課題に取り組む公益的な活動を行う団体をいいます。

自己及び団体の資質向上を主な目的として活動する団体は、ボランティア・市民活動団体とはなりません。

2 対象事業について

ボランティア・市民活動団体事業費助成事業は、登録団体が、通常行っている活動に対して助成するものではありません。通常の活動ではできない事業（特に市民への福祉啓発などを目的として）を実施する場合に助成するものです。

① 広く市民に対して行なう社会福祉等に関する研修会

- ・地域福祉を推進又は、啓発するための研修会や講演会、講座など
- ・高齢、障がい、児童などの福祉をテーマとした研修会や講演会、講座など

【過去の助成事業】

- ・熟年男性を対象として栄養指導をする料理教室（高齢者の介護予防など）
- ・市民に傾聴を理解してもらうための講演会（地域福祉の推進、ボランティア啓発）
- ・視覚障がい者を理解し、音訳するボランティアを養成する講座

（障がい者理解、ボランティア啓発）

② 一般市民を対象として企画実施する地域福祉の向上を図ると認められる事業

登録団体が行なう活動が、1年又は、期間（同年度内に限る）を通して、一般市民を対象としたボランティア・市民活動に関わる事業。

【過去の助成事業】

- ・地域の青少年支援として自宅開放し本の貸出し、読み聞かせする事業
(地域福祉の推進、児童福祉)

【対象外の事業】

- ①親睦を目的とした行事などの事業
- ②登録団体の会員のみが参加する技術向上を目的とした研修会などの事業
- ③他の機関から既に助成金を受けている事業

3 事業の実施期間

平成30年9月1日（土）から平成31年3月31日（日）まで

※年度をまたがったの事業実施はできませんので、ご注意ください。

4 助成金を活用できる内容

項目	内容
協力者謝礼金	講師等への謝礼、交通費など
会場賃借料	会場使用料、機材等の借用料など
通信運搬費	通信、運搬にかかる経費など
印刷製本費	印刷にかかる経費（ポスター、資料など）
事業消耗品	対象の事業に必要な消耗品（用紙、封筒等）、その他
事業保険料	対象の事業の行事保険料等

※飲食にかかる経費についての支出は認められません。

5 助成金申請限度額

1団体5万円を限度 平成30年度総額20万円

※予算内の助成金交付のため、対象の事業であっても交付金の減額及び支給決定されることがあります。

6 申請書類

下記の書類を提出していただきます。

- ① 事業費助成金交付申請書 様式第1号
- ② 事業収入収支予算書 様式第2号
- ③ ボランティア・市民活動団体登録申請書 様式第1号

- ④

{	団体の規約もしくは会則等	
	団体の会員名簿 自由書式、団体が作成したもの
	団体の活動がわかる書類等	
- ⑤ その他会長が必要と認めた書類

※登録団体は、③、④、⑤の書類の提出は必要ありません。

※新規で登録を希望するボランティア・市民活動団体は、③、④の書式の他に団体の事業及び決算に関する書類等⑤を提出いただくことがあります。

7 申請受付期間

平成30年5月15日（火）から6月14日（木）まで ※期限厳守でお願いします。

8 助成の交付決定及び交付時期

9月上旬 申請した各団体へ交付決定の可否等を通知します。

※助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、事業費助成金交付請求書（様式第4号）を提出してください。

※交付請求書提出後、1週間程度で指定の口座へ交付金を振り込みます。

9 審査方法

当会理事・評議員、ふれあい福祉員、福祉関係者、一般ボランティア等で構成される、地域福祉活動推進委員会（7月頃開催）にて、その内容を審査し、当会会長が決定します。

10 助成金の決定の取消及び返還

助成団体が以下の一つに該当するときは、助成金の交付決定を全部または、一部を取り消し、返還していただくことがあります。

- ①偽りその他の不正手段により助成金の交付を受けたとき。
- ②助成金を他の目的に使用したとき。
- ③事業の助成対象経費が助成額に満たなかったとき。
- ④その他不適切な事由が認められるとき。

11 団体事業費助成金実績報告書等の提出

助成事業が終了した場合は、速やかに団体事業費助成金実績報告書（様式第5号）に基づき、以下の書類を提出いただきます。

- ①事業報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第5号の別紙1
- ②事業収入支出決算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第5号の別紙2
- ③領収書（助成対象のすべての支出分。コピー可。）
- ④その他、事業内容が分る写真やチラシなど。

12 対象事業の広報

助成団体は、出来るだけ多くの市民に参加いただけるよう助成事業の広報を積極的に行ってください。また、チラシやポスターを作成する際は、当会の助成を受けて実施する事業であることを必ず明記してください。

なお、社協あいネット、ボランティア情報紙において、助成事業の広報することもできます。ただし、紙面の調整等もありますので、広報発行日（奇数月15日発行）の2か月前に実施予定日や掲載する記事の連絡が必要です。

市役所の広報に掲載することができます。詳しくは、市役所市長公室（広報担当）までお問い合わせください。

13 助成金の原資

この事業における助成金の原資は、各町内会・自治会をはじめ、市民の方々にご協力いただいている歳末助けあい・地域福祉募金の一部を地域福祉の向上をはかるために使用させていただいています。

助成金を受けて事業を実施する団体の皆さんで、このことを十分ご理解いただいたうえで、大切にご使用ください。

14 その他

- ・申請書の様式をデータで必要な方は、担当者までお申し出ください。
- ・申請について、ご不明な点などございましたら、担当者までご連絡ください。

－申請・連絡先－

社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会

あきる野ボランティア・市民活動センター

担当 森谷、渡辺、橋本

TEL 595-9033 FAX 559-3561

E-Mail volunteer-c@akiruno-shakyo.or.jp

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動団体事業費助成事業

【相談から交付までの流れ（平成30年度）】

申請団体		社協		交付決定団体	社協	交付決定団体	
相談	交付申請書提出	・ 地域福祉活動進捗委員会 審査	事業費助成金交付決定 通知書送付	助成金交付請求書提出	助成金の交付	助成事業の実施	実績報告書及び 収入支出決算書の提出
<p>【相談及び申請書提出期間】 5月15日（火）から 6月14日（木）まで</p> <p>相談後、事業費助成金交付申請書（様式第1号）、事業収入支出予算書（様式第3号）及びボランティア・市民活動団体概要（様式第1号）を受取り、申請書提出期限までに提出ください。</p> <p>なお、登録団体は、ボランティア・市民活動概要の提出の必要はありません。</p>		7月	9月上旬	<p>助成金交付決定をされた団体は、交付決定通知書（様式第3号）と一緒に事業費助成金交付請求書（様式第4号）を送付します。必要事項を記入し、提出してください。</p> <p>なお、団体事業費助成金実績報告書（様式第5号）、事業報告書（様式第5号の別紙1）及び事業収入支出決算書（様式第5号の別紙2）も送付します。</p>	<p>助成金交付請求書の提出後、1週間程度で指定の口座へ振り込みます。</p>	<p>【助成事業実施期間】 9月1日（土）から 平成31年3月31日（日）まで</p> <p>事業費助成金交付決定通知書（様式第3号）がとどきましたら上記期間内で事業を開始することができます。</p> <p>決定前に実施した場合、決定を取り消します。</p>	<p>助成事業が終了した団体は、速やかに団体事業費助成金実績報告書（様式第5号）、事業報告書（様式第5号の別紙1）及び事業収入支出決算書（様式第5号の別紙2）等を提出してください。</p>

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

事業費助成金交付申請書

社会福祉法人
あきる野市社会福祉協議会会長 様

団体名
代表者名 印
住所
電話番号

助成金申請額		円（1団体最大5万円）					
申請事業名		（ ）					
実施内容	実施予定期日	年	月	日～	年	月	日
	実施予定場所						
	参加見込人数	人					
期待される効果							

様式第2号（第6条関係）

事業収支予算書

<収入>

項目	金額
社協助成金	円
	円
	円
	円
	円
収入計	円

<支出>

項目		金額
助成対象経費		円
		円
		円
		円
		円
		円
助成対象外経費		円
		円
		円
		円
助成事業総経費（A）		円
助成対象外経費（B）		円
助成対象経費（C = A - B）		円

記入例

様式第1号（第6条関係）

30年 5月 ××日

事業費助成金交付申請書

社会福祉法人
あきる野市社会福祉協議会会長 様

団体名 ●■▲ボランティアサークル
代表者名 あきる野 太郎 ①
住所 あきる野市平沢175-4
電話番号 042-595-9033

助成金申請額 50,000 円（1団体最大5万円）	
申請事業名 （ 地域のつながりを考える講演会事業 ）	
実施内容	実施予定期日 平成30年10月1日～平成30年10月31日
	実施予定場所 秋川ふれあいセンター ふれあいホール他
	参加見込人数 200 人
	第一部 講演 第二部 パネルディスカッション 第三部 親睦会 講師 大学教授を予定 パネルディスカッション発表者 町内会・自治会長数名を予定
	<p>（記入のポイント） 事業の規模等がわかるように、出来るだけ具体的に記入してください。</p>
期待される効果	<p>町内会・自治会に加入しない世帯、脱会する高齢者世帯が増加する現在において、地域のつながりの希薄化が起こっている。</p> <p>この講演会を開催することにより、地域のつながりの大切さをより実感するとともに、どのように地域住民同士がつながることが重要なのかを学ぶことで、地域の助け合いがより一層に進むことが考えられる。</p>
	<p>（記入のポイント） 事業を実施する背景や目的、事業をすることにより、得ることができる効果を記入してください。</p>

様式第 2 号（第 6 条関係）

事業収支予算書

< 収入 >

項目	金額
社協助成金	50,000 円
自己財源（団体から支出）	30,000 円
懇親会参加費	20,000 円
	円
	円
収入計	100,000 円

< 支出 >

項目		金額
助成対象経費	講師謝礼	30,000 円
	会場使用料	30,000 円
	広報費（ポスター・チラシ）	15,000 円
	事務費（事務用品代等）	5,000 円
		円
		円
助成対象外経費	懇親会飲食代	20,000 円
		円
		円
		円
助成事業総経費（A）		100,000 円
助成対象外経費（B）		20,000 円
助成対象経費（C = A - B）		80,000 円